

1 制度の趣旨

教育行政の民主化 地方分権化 教育の自主性の確保

教育基本法や学校教育法で予定された改革は、過去との連続的な発展であるが、教育委員会制度は、過去の行政を否定し、日本の教育を分断化するものと理解された

2 市町村教育委員会全面設置までの経過

教育刷新委員会第一回建議(21.12.27) 教育理念、教育基本法、教育委員会制度

同上 第十七回建議(23.4.26) 教育行政に関すること

教育委員会は執行権を持つ行政機関 委員は選考委員会の提示した3倍の候補者について住民の選挙 都道府県・市・特別区に設置し、町村は別途に

森戸辰男文相(片山内閣 22.4, 芦田内閣 23.3)の申し入れもCIEに拒否される
教育委員会法案提案(23.6.15) 修正可決成立(23.7.5) 公布(23.7.15)

第一回教育委員の選挙(23.10.5) 都道府県 五大市 21市16町9村で

第二回教育委員の選挙(25.11.5) 教育委員の半数改選、新たに15市が加わる

地方行政調査委員会議 行政事務再配分に関する第一次勧告(25.12.25)

教育委員会 市は必置 町村任意 第二次勧告(26.9.22)選挙の廃止

教育委員会制度協議会(25.12.8~26.10.31)答申

都道府県・五大市以外の市町村は任意設置 委員の選任方法は結論を得ず

政令改正諮問委員会 教育制度の改革に対する答申(26.11) 人口15万以上の市
任命委員3人

講和発効(27.4.28)

教育委員会法等改正案参議院通過(27.5.7)するも衆議院で成立せず 天野大臣辞任
衆議院の抜き打ち解散(27.8.28)により改正案審議未了

第三回教育委員の選挙(27.10.5) 市町村教育委員会発足(27.11.1)

3 問題点

1)設置単位 2)教育委員の選任方法 選挙に於ける現職教員の立候補問題

3)教育委員会と首長との関係 4)給与負担 人事権の所在

4 教育委員会法から地方教育行政法へ

問題点の拡大 地方制度調査会答申(28.10.16) 市町村委員会の廃止 選挙廃止

教育の自主性、政治的中立の確保、民意の反映を旨として、地方教育行政法案を提案
市町村委員会の存置 任命制へ 首長との連携 国、都道府県、市町村の協力推進

5 地方教育行政法による教育委員会制度

1)地方自治の尊重

学校経営の責任 人事管理権 経費の負担

2)教育の政治的中立と教育行政の安定

3)指導行政の重視

4)行政の調和と連携

6 制度の概要

1)教育委員会の設置及び組織

教育委員の任命 教育長の任命承認 教育委員の中から教育長

2)教育委員会と地方公共団体の長との職務権限

予算と財務の処理

3)教育機関

4)国、都道府県、市町村

7 教職員団体の活動

勤務評定、道徳教育反対運動など

8 教育委員会活性化の課題

臨教審の指摘など

国民学校時代から

教育委員会法

地方教育行政法

設置者 市町村	監督など 国 地方長官	設置者 市町村	市町村に対する 都道府県教育委員会 の一般的助言指導
教職員の身分 校長、教員、 事務職員	国の職員（文部教官 地方教官） 地方教官の監督	教員の身分 市町村職員 市町村教育委員会 の監督・任命	教員の身分 市町村職員、監督 市町村教育委員会 任命はその内申を 経て都道府県教委 （指定都市を除）
教育活動 国の教育活動	文部大臣又は 地方長官の監督	教育活動 市町村の事業	教育活動 市町村の事業
経費の負担 施設 市町村 運営費 市町村 人件費 都道府 県負担	国の負担 1 / 2 など 一部 国の補助 1 / 2 国の負担	経費の負担 以前と同じ 教育委員の選任方法 一般公選	経費の負担 以前と同じ 教育委員の選任方法 議会の同意を得た 長の任命

参考文献

逐条解説 地方教育行政の組織及び運営に関する法律 木田宏 第一法規 平成5年
 教育行政法 新版 木田宏 良書普及会 昭和58年
 文教の課題に向けて 木田宏 第一法規 昭和53年
 戦後教育の展開と課題 木田宏 教育開発研究所 昭和56年

旧教育委員会法の下における地方教育行政運営の沿革 文部省地方課 昭和37年

証言 戦後の文教政策 監修 木田宏 第一法規 昭和62年

第三の教育改革（五教育委員会制度発足の頃） 森戸辰男 第一法規 昭和48年

学校と社会の昭和史（下） 黒羽亮一 第一法規 平成6年